

法務委員會議録第十七号

昭和三十三年三月二十七日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事 高橋 一君 理事 林 博君

理事 福井 盛太郎君 理事 三田村 武夫君

理事 横井 太郎君 理事 青野 武一君

理事 菊地 義之輔君

犬養 健君

小島 徹君

徳安 實藏君

古島 義英君

猪俣 浩三君

佐竹 晴記君

出府政府委員

法務大臣 唐澤 俊樹君

検事(刑事局長) 竹内 謙平君

委員外の出席者

検事(刑事局長) 神谷 尚男君

局参事官 小本 貞一君

専門員

三月二十六日

委員大橋忠一君辞任につき、その補

欠として三木武夫君が議長の名目で

委員に選任された。

同月二十七日

委員三木武夫君辞任につき、その補

欠として大橋忠一君が議長の名目で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣

第一類第三号 法務委員會議録第十七号

提出第二三二号)

○町村委員長 これより会議を開き

ます。

刑法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

昨日に引き続きあつせん収賄罪に関

する問題について審査を進めます。発

言の通告がありますので、順次これを

許します。横井太郎君。

○横井委員 私は法律家でございま

せんで、ごく常識的のことをお伺いし

たいと思うのでございしますが、その第

一は、岸総理が三悪追放を言い出しま

してから、世間では、岸総理が三悪追

放を言い出しても一向犯罪が減らない

じゃないかというのを言うのでござ

いしますが、私は、今までの單純の収賄

罪のほかに、今度またあつせん収賄罪

というものを別に作る、その結果

は、今までのものプラスあつせん収賄

罪ということになって、犯罪というも

のはよけいふえる、犯罪をよけいふ

やしたことになるのじゃないか、これ

はどういうふうにお考えになるのか、こ

れを一つお伺いをしたいと思うので

ございます。

ことに、この間資料をちょうだいす

ると、汚職なんというものの統計は二

十五年をトップとしてだんだん減つて

きておる傾向にあることに、いわんや

特別職の公務員を対象とする犯罪とい

うものはごくわずかなものです。こ

う場合になぜこういうものを出され

るのか、何年かやつた結末をつける

という意味か、それとも総理がこうい

ことを言い出したというのでやるとい

うのか、どうもわれわれしろうとは

わからぬのだが、その間の事情を一つ

説明していただきたい。

○唐澤國務大臣 ただいまのお尋ね、

私も横井さん以上にしろうとでござ

いまして、はっきり權威あるお答えも

できないかと、自信を持ちませんで

すが、私は、岸総理が汚職追放をあれ

ど強く主張しておるにかかわらず、逆

に汚職がだんだんふえてきてゐるの

じゃないかということをよく聞くので

ございまして、これにつきまして、私

の感想は汚職追放をする、もし汚職の

疑いがあれば厳格にこれを訴追する、

こういう方針でございまして、将来い

ろいろの手段もございまして、将来い

くとも刑事訴訟の点でも汚職の起き

ないように厳格にこれを臨むというこ

とが汚職追放の一つの手段でございま

すが、今日汚職の数が増えたからとい

うて、それは汚職追放を言われる以前

の事犯もございまして、また、汚職追

放の表面に出たものが多いということ

は、いかに檢察当局がこの汚職を厳正

に追及しておるかという証拠にもなる

のでございまして、いかに、表面に現

われた汚職が減らないじゃないかとい

うことと、汚職追放のかけ声が効果

がないということとは、すぐにこれを結

びつけるということとは、りくつの上

でどうかと思つておるでございませ

う。これは、汚職追放を主張した、それが半

年、一年の間にすぐ即効的に効力を現

わすものでは私はないと思うのでござ

います。一年前あるいは二年前の汚職

を厳格に訴追するために、よけいに現

われるという場合もございまして、

し、それからまた、新しく今度のよう

な犯罪を規定いたしますれば、それだ

け検査数もふえるということは当然の

こととございまして。しかし、私は、岸

総理の言われる汚職追放の一環とし

て、現行法は厳重にこれを適用してい

く、それから新しい立法もする、こ

うことを主張されるために、間接に

汚職というものは統計では証明でき

ないけれどもやはり減つていきつつあ

る、これが三年、五年の後は必ず統

計に現れてくる、かように考えてお

るわけでございまして。

○横井委員 それから、先般来の御説

明によりまして、この法律は特別職の

公務員を主として対象とするものであ

る、こういう御説明もございまして

が、その通りでございしますが、一体、

特別職といへば、中央地方の議員を対

象とするのでございまして。もちろん一

般の公務員もその中に入りましようけ

れども、特に議員というものが対象に

なると思ふのでございまして。一体、

議員というものは、われわれから言

うと、そんなに悪いものかというのを

非常に考えるわけでございまして。議員

といへば何でもかんでも悪いことをす

る……もちろん議員といふものは清

廉潔白でなければいかぬ、清廉を保た

なければいかぬということはよく存じ

ており、ほとんど大多数の人はそう

あると思うのでございしますが、たま

に、これはどの社会であつても悪いこ

とをする人はあると思うのでござい

ます。その清廉潔白である、また實際に

そういうことを常に考えておる人が、

こつやつていかに悪いことをやるよ

うな法律を作られるということにつ

ては、どうも割り切れぬものがある、

われわれ自身もそういう気持があるの

でございまして。端的に言えば、まこと

に迷惑千萬なような気持にもなるので

あります。その点はどう解釈してお

られるか。法務大臣も議員の一人で

ございまして、その点の一つ解明をし

ていただきたいと思ひます。

○唐澤國務大臣 このあつせん収賄罪

に関する規定が、主として特別職の公

務員を対象とするような結果になるだ

らうというように申し上げたのでござ

いしますが、結局、これはあつせんに関

する罪でございまして、一般の公務員

は、あつせんする場合がありまして

も、それはそうしなばではないであ

らう、しかるに、たとえば議員職にあ

るような人は、選挙区を持つており

すし、そんな関係から、やはり数多

くの事件について依頼を受けるから、

従つて、このあつせんに関する法案に

触れる場合があり得る、こういうよう

な意味を持ちまして申し上げたわけ

でございまして、別に特別職の公務員を

対象として作つてゐるわけではござ

いません。ただ、實際の結果につきま

しては、そのあつせん関係が多いとい

ことで特別職の公務員が対象になる場合が多いのではなからうか、こういうふうに見ておられるわけでございます。

なお、次の、何でも議員——国会議員でも府県議員でも、議員というものは悪いことをする、その陰において汚職をやらかねない、こういうような一般觀念があるといふと、まことに私も本意でございまして、これは、私はやはり議員の一員でございまして、政治家というやうな立場におられますと、やはりみんなの注目の的になりますから、自然そういうやうな批評が普及するのではなからうかと思つてございまして。何でも議員といふは悪いことをするといふやうなふうになつておるとしますと、私もその一員として実に不本意、遺憾千万に存じておるところでございまして。ただ、公務員、ことに国会議員のやうな重要な職権を持つて立っている者といふことは、やはり身を持することと謙遜態度でなければならぬ、これは国民から要請されておるところでございまして、その廉潔性を保持するためにやはりやういふ規定も必要だと思つてございまして、さればというて、そういう議員職にあるやうな者が今腐敗しておるから、それでやういふやうな規定をする、こういうやうな意味は毛頭ないのでございまして、もし一般に議員に対するやういふ觀念があるとすれば、これは改めてもらわなければならないし、私も議員の一員として非常に遺憾千万に存じておるところでございまして。

○横井委員 次にお伺いを申し上げます。これは、この法案に對しまして、世間いろいろの批評があるのでございま

す。たとえば、一方において、これはざる法なんだと言ふ人があるかと思へば、小野先生は、ざるではなく骨ばかりなんだとおっしゃる。かと思つて、また逆に、これはもう扱い方、運営のいかんによつてはおおるべき法案じゃないかという説もあるものでございまして。そこで、政府の考えとしてはどういふやうにお考えになるか。ことに、私はむしろ後者をとるのでございまして、運営のいかんによつては、まことにわれわれとしてはおそれるべき法案でないかともおそれるでございまして。これは、昨日来いろいろ言葉がありまして、法務大臣自身も、扱い方いかんによつては檢察フアッシュにもなるというやうな言葉も出たのでございまして、實際そうじやないかと思つてございまして。これはそこまで言つてどうかと思ひますけれども、たとえば、冤罪汚職に關しまして、今日起訴をされておる人の中には、あるいは新築の名のもとに取崩したとか、あるいはせんべつの名のもとに取崩したとか、検事といふものはとかくやういふ言葉を使われるのが多いのでございまして、これは私自身も選挙違反にかかつて、こんなまで人間をなせ悪く扱わなければならないかと思つた。自分自身もやられたのです。全然關係のないことを起訴されておる。この間の恩赦で全部なくなつたのでございましてけれども、私は今でもこれはうらんでおります。全然關係がない。それを、とにかく横井をひくくならなければならない、こういう目標をもつて闘はれて、全然關係のないことを無理に白状をさして、そしてそこへ持つていかれた。これはあり得ることなんだ。私自身も

やられた。だから、この運営いかによつては、何々の名のもとにとか何とか、とかくやういふように扱われやすいのでございまして。でありますから、この法案を見まして、私は、決してざるではなくして、これはもう考えようによつては紙一重の場合があると思ひます。そういう点について、私は法務大臣のお考えを承りたいと思つてございまして。

○唐澤國務大臣 このあつせん収賄罪に關する一条につきましては、法務省案として新聞にも伝えられました當時からいろいろの御批判を承つておるわけにございまして。それから、いよいよ提案されて出ましてからも、本會議等におきましていろいろと御批判を受けました。その際にも申し上げました通り、また當委員会におきまして先通、日來ちよつと申し上げました通り、私は、今日の要請に應ずる法案といひましては、この内容が最も妥當正であると確信をいたしておるわけにございまして。これはたびたびの機会において申し上げましたから、重複を避けて、くどくどは申し上げませんけれども、これは私だけの信念から申すのではなくて、私も、これを起案するに當りましては、學者、専門家の意見も相當聞いたのでございまして、やはり學者、専門家は、これは何分にも議論の多い条文であり、立法技術上非常にむづかしい条文であつて、しかもわが國の刑法としては初めての規定である、ことに刑法におけるわいり罪に關する規定の沿革を見ますと、積み重ね方式で順次規定がふえていつてゐるわけにございまして、それほどにわいり罪に關する規定といふものは立法技術上

むづかしいものとされておるようでございます。それに精通しておる學者や専門家は、やはり、この規定を置くにしても、ある程度のしほりをかけなければならない、ある程度の制限を置かなければいけないという意見が多数であるように私は見受けたのでございまして、先日申し上げました通り、過去二十年間にわたつて朝野の法曹學者、専門家が知恵をしぼつて、そして作

り上げた改正刑法草案、これが昭和十五年に発表になっておりまして、御承知のことと思ひますが、これに含まれておるあつせん収賄罪に對する規定も、やはり要求してわいりを取つた場合といふやうにしほつてあるものでございまして。その當時も、何ゆゑに要求したかといふやうなふうでございまして、當時の速記録によりますと、やはり、これは新しい規定で、やもすれば乱用のおそれがある、だから、ある程度しほつて、明確にしておかなければいけない、そこで要求してという條件でしほつたといふやうなように當時の記録が残つております。そこで、私も、この条文を立案するに當りまして、改正刑法草案中の一条文も非常に研究もし、參考にしたのでございまして、今日の學者は、要求したかしないかといふことで社会悪を區別するといふことはどうであらうか、ことに、要求といふことが法律にあれば、要求さえない、要求したといふ証拠さえあがらなければ罪にならないといふことであれば、要求したといふ証拠を隠すくらいのことでは簡単にできる、だからして、実務の方から言つても、要求といふ條件があつては、實際問題として法

が運用できないのじやないかという一部の意見もございまして。それで、そういうやうな意味合いを持ちまして、新たにこの案をはかの観点から立案したやうなわけにございまして。

なるほど、他の公務員に對して不正の作為・不作為をするやうにあつせんした場合といふてしほつております。しかしながら、私どもの考えといひましては、初めて規定するあつせん収賄罪でございまして、その觀念をはつきりしておきまないと、やもすれば、運用を誤まり、乱用の弊に至る、こういうやうなことが非常に心配をされるので、初めての立案でありますから、まず、不正な作為・不作為をさした場合、これはすでに刑法の条文におきまして御承知の通り、枉法収賄罪のうちに、不正の行為といふやうなやうな習慣した觀念でございまして、この場合、つまり何人か見ても他の公務員をして不正な作為・不作為をさせたやうなあつせんをまず収賄の對象にして、そして、そしてはつきり規定をして、その場合だけはこれを収賄とする、こういうやうにいたしたわけにございまして。

要するに、この条文は、一面におきまして、公務の公正、公務員の廉潔性を保持するために処罰をもつて臨むといふ目的と、他の一面、さればといふてその規定のあるために民主主義政治下における公務員の適正な公正な運動をこれを弾圧するといふやうな結果をもち來たさないうやうに、相付て檢察フアッシュのやうなことを誘発するやうなことのないうやうに二つの考慮のもとに作られた条文でございまして。

て、くどく言うようでございますが、私としては、この内容が現段階においては最も公正適切な条文であると、かように確信いたしておる次第でございます。

○横井委員 今のお言葉はよくわかりましたが、またそれと反対の解釈も一つできるんじゃないかと思ひます。という事は、公務員が他の公務員に不正の行為をさせたときは、要するに罰せられるのでありますが、それじゃ、その反面解釈で、不正でなければ報酬を幾らとつてもいいのじゃないか、こういう思想が生まれてくると思うのでございますが、この点に關してはどう考えられますか。

○唐澤國務大臣 これはすべての法律についてさうございまして、法律が一切の社会懲を全部処罰の対象として規定いたしますれば、今指摘のような場合はできません。しかしながら、社会懲のうちの、その程度の強いものだけに法律が処罰の対象として規定いたしますれば、考え方によつては、それに漏れておるものは法律が許しておるんじゃないか、極端に言へば、それはやつてもよろしいぞと認めておるんじゃないか、こういうようにも言えますけれども、これはすべて、法律でものを禁止したりなんかする場合には、その反面にさういふ解釈は生まれます。しかしながら、この規定がなければ一切の行為は自由であつたのでございますから、その自由であつたあつせん取賄行為、処罰されなかつたあつせん取賄行為のうちのある悪質なものをだけ処罰する、こういうふうに規定するわけでございます。理屈で申せば、それに漏れておるものはよろし

いということになるのではないか、それは理屈の上ではその通りでございますが、しかしまた、考え方によりまして、あつせん取賄行為というものは今日の法律で許されておる、幾らやつてもよろしいんだ、こういう觀念が、あつせん取賄行為はいけななんだ、そのうちで特にさういふ悪質なものだけを処罰するさうだ、それ以外のものはまあ程度が軽いから処罰はしないけれども、とにかくその中心の悪質なものだけは処罰されるから、やはりあつせん取賄といふことはいけななんだ、こういうふうな考え方もあるのではないかと、こう思ひます。ことに、この条文を詳しく読んで、さうして理屈を言へば、広いとか狭いとかいふ理屈も立ちますけれども、とにかく、今日までは、金を取つた、それは自分の職權に關することをやつて金を取つた場合だけわいの罪といつていけなかつたさうだが、今度はわいの罪といふものが二種類でて、一つは他人にもものを頼んだ場合で、自分の職權のことではないが他人にもものを頼んだ場合でも、ある場合には触れるさうだ、こういうやうな觀念がここに生まれますから、あつせんによつて金錢の授受をするといふことが非常に減つてきやしないか、それが相手方に不正をさせるとかさせないとかいふこの条文にすつかり合ふやうな行為ばかりでなく、おおよそあつせんによつて金を取ることは大体よろしくないのださうだといふやうな觀念ができて参りますれば、この規定はこの限度でございするけれども、広くさういふ意味において、よかれあしかれ効果を持つてくるのじゃないか、私はかように考えておるわけでございます。

○横井委員 外國の立法例を二、三承りたいのですが、おもにアメリカ、フランス等でございしますが、ことにフランスあたりで、同じあつせん取賄罪があつてもほとんどこの法に触れた者がない、さういふことを聞いておるのですが、その点を一つ承つて、しかも、法に触れた者がないということとは、これは有名無実の法律だということにもなるのですが、その間の事情を、局長からでもけっこうございしますから、一つ承りたいと思ひます。

○竹内政府委員 その間の事情を明確にお答え申し上げます。その間におきまして、あるいは外務省を通じて、あるいはまたまた外務省を通じて關係の職員を通じて、現地において調査いたしました限度においてのお答えでございます。また、もとより正確を保しうたいことをあらかじめお断り申し上げておきますが、フランスにおきましては、このあつせん取賄罪ができましたときには、売斃事件といふものがあつたさうで、その売斃事件の實際問題に対処するためにこのあつせん取賄罪が作られたといふことでございます。その他の國におきましても、今日ユーゴとかチェコといふやうな國の事情はよくわかりませんが、イギリス、フランス、アメリカ等におきましては、現實の問題としてほとんど適用を見ていないやうでございします。その理由はいかなるものであるかといふ点について調べてみますと、多くは法律以前の問題として処理される場合が多いといふことであります。法律以前

の問題と申しますのは、主として議員等の公選によつて公務員の地位についておる方々のあつせん取賄の問題だと思ひますが、さういふ方々は政治家として世論の批判の前にさらされておる立場にあるわけでありまして、このやうな行為を広くスキャンダルと申しますならば、このスキャンダルの容疑があらまふことは、このやうな方々にとりましては政治的に致命的な結果をもたらすやうでございまして、法律の適用という前におきまして、あるいは議院内部なり、あるいは選挙区において、あるいは選挙を通じて世論の批判にさらされることによりまして大体処理されることで、今日では実例として適用を見た例はほとんどないといふことでございます。これはまた、このやうな規定がありまふために、そのやうな政治的な高いレベルに引き上げられたのかどうか、その点はもとより明らかでございせんが、とにかく、さういふ文明先進國におきましても、このやうな規定が存在し、かつそれが適用されていらないといふことは、考えようによりましては、刑法は結局刑罰を期するといふのが最終的理想でございまして、理想の形において存在しておるといふことが言えるのじゃないかと思ひます。

○横井委員 それでは、今度はこの種の犯罪の要件につきまして二、三お尋ねをしたいと思ひます。

○竹内政府委員 頼まれもしないのう場合には、もとより請託があつたとは申されないのでございしますが、この請託は明示であると黙示であるとを問わなといふことに解釈されますので、それらの事実關係が、恩を亮るために介入したものであるか、その間に、自

しく取りなしてくれといふこととだけよろしいのか、その点をまず一つ承りたい。

○竹内政府委員 官庁の職務權限を有するだけ某によろしく頼むといふのは請託にはならないのでございします。事項が特定されなければならぬと思ふのでございします。例をあげて申しますならば、税金をまけてもらいたいといふふうな特定をしてなければ請託といふことにならないのでございします。

○横井委員 たとえば、われわれが請託を受けて他の公務員に働きかける場合ですが、これを、請託を受けないで、ただ恩を亮るために自發的に他の公務員に働きかけをする。これは恩を亮るためにやつた。その場合には、たとえばこの条文によりまして、報酬をもらつたつて別に差しかえない。ところが、それを、たとえば民間人が、ある議員が一生懸命骨をおつてくれるさうだ、もつと頼んで、さうして最後の目的を達するやうに途中から請託をしたといふやうな場合は、もともとは自發的にわれわれが運動しておつただけけれども、途中から頼みに来たといふやうな場合には、やはり請託といふことになるのか、それとも、それはわれわれ公務員が勝手にやるのだから、この条文に當てはまらぬのか、その点を一つ承りたいと思ひます。

○竹内政府委員 頼まれもしないのう場合には、もとより請託があつたとは申されないのでございしますが、この請託は明示であると黙示であるとを問わなといふことに解釈されますので、それらの事実關係が、恩を亮るために介入したものであるか、その間に、自

然に頼んだことになるかという事実問題が一つあると思いますが、それは事実認定の問題でございまして、しほらく預けまして、今御指摘のように、途中から、一生懸命でやってくれているのだから、最終の目的を果すために、この辺で一しかり頼むということ、新たに請託があったといひます。

そういたしますと、そのときから請託があったことになることはもちろんでございしますが、もうあつせん行為が終つておる場合には、その請託は本法のもとにおきましては意味をなさない請託になるのでありまして、あつせん以前に、少くとも同時に請託がなければならぬというふうに考えております。

○横井委員 そういふところが非常にしろつとのわれわれにはむずかしいこととで、われわれ日常の政治活動と申しますか、日常活動において、地元のことだから一生懸命やつてやれといふので一生懸命骨折つた。頼まれもせぬけれども骨折つた。ところが、途中で聞き出して、なお一その目的を達するために、地元の者がやつて来て、ぜひ頼むといふことはしばしばあるんです。それを一々、どの程度から、どういふ限界からこれが請託を受けたこととなるのかからぬのですから、またそんなことを考へておつたのでは、われわれの日常活動というものはできないのでございまして。ですから、こういう点で私も非常に苦しむわけでござい

ます。○竹内政府委員 その点は、請託という点で御心配になるよりも、むしろあつせん行為の実体がどういふあつせんであつたかといふことで大体の用途がつくのではないかと。私も運用、解釈において疑問の余地がないようなところ、主としてそういうところ、つまり、頼んだ、頼まれぬといったようなあいまいな問題がかりにあるといひたしまして、依頼を受けてあつせんをします行為が不正な行為にわたるかどうか。これは法律があつて不正になるというのではなくて、だれが見てもけしからぬ行為だといふことは、健全な常識をもつて、社会通念によつて判断され得ることとていひますので、その事項にわたります限り、法律の適用を受ける場合はないわけではござい

ます。○横井委員 それから、公務員が他の公務員に職務上不正の行為をなさしめ、また相当の行為をなさしむべからぬとせんをするといふことでござい

ますが、その点につきましても、この間の逐条説明におきまして大体了承しますけれども、なお少し承わりたいと思ひますが、職務上の不正行為といふものは、ことにその不正行為といふことはどういうことを意味するのか。これは解釈によつて非常に広くもとれるし、また狭くもとれるのでござい

ますが、その点の一つ明らかにしていただきたい。○竹内政府委員 この不正の行為の内容につきましても、私どもは裁判所の判断に待つ以外にはないのでござい

ますが、幸いにして現行法の百九十七条の三項その他に「不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サル」という規定があります。この規定は昭和十六年の改正以前においては百九十七条一項後段に規定してあつた規定でござい

ます。○横井委員 そういたしますと、非常に幅が広いのでございしますが、こ

でございまして、そうすると、かつてある政党が、おれの方の政党に頼めば税金をまけてもらつてやる、こういうので盛んにおやりになつた政党があつた

のでございまして。これは現実にと

ても知つておる。そうしてそれについて是一件幾らという報酬を出したのだらうでございしますが、税金をまけるまけないといふのは、税金は一定の基準があつて、それをまけるまけぬといふのはおかしい話なのでござい

ます。○竹内政府委員 ただいまお示しの事例で、直ちにこの法案に適合するかどうか、これはもう少し内容を具体的に検討いたしませんと、たとえば税金について申しまして、税金をまけてくれ

といふのは、もう法律にきまつておるのでございまして、そのきまつておる税率をある特定の人だけに低い税率を適用してほしいといふことはもう違法なことなので、そういうことをあつ

せんするといふことは申すまでもなく不正な行為をさせるにあつせんする行為に当るのでござい

ます。○横井委員 そういふと、非常に幅が広いのでございしますが、こ

でございまして、そうすると、かつてある政党が、おれの方の政党に頼めば税金をまけてもらつてやる、こういうので盛んにおやりになつた政党があつた

のでございまして。これは現実にと

ても知つておる。そうしてそれについて是一件幾らという報酬を出したのだらうでござい

ますが、税金をまけるまけないといふのは、税金は一定の基準があつて、それをまけるまけぬといふのはおかしい話なのでござい

るか、そういうようなことは事実問題としてまず判断をされなければならぬと思ふのでございませうが、もし、その第三者、後援会が、その個人とは全然別人格のものでありまして、かつまた今言ったような共犯関係と見られるようなつながりがない、そうして、ほんとうは個人そのものであるというふうな客観的に見得るような事実関係もない、さらに、もっと掘り下げて申しますならば、後援会が会計経理についての計算関係において個人の財布と同じものであるかどうかというように、同様の点があるかどうかというように、全うの第三者と見得る場合には、その後援会においてその後援会に入った金が個人のところへいろいろな形で戻ってくる、ということがありましても、これは第三者と見なければならぬのであります。つまり、後援会を全く第三者と見るか、個人と同じものと見るかという事実問題をまずきめなければならぬ、それが、全く第三者と見られざる場合におきましては、本法案は第三者供賄を処罰することには適当外としない、その場合には適用外としない、ということに解釈されるのでございませう。

○小島委員 私はその点を少しはつきりしておいていただきたいのですが、個人を後援するといふ目的で使う金であるならば、その金が還元されて個人のふところに入つてこなくても、その目的のために使われる場合は、これは第三者の法人格を持っていますから第三者とみなしてしまふということであるなら、私は、もうあつせん取賄罪なんでしょう、と意味がなくなつてくるのじゃないか、かように思ふのですが、その辺をただ抽象的な議論だけされておつたのでは、私どもはちよつと納得できない点があるのです。現金そのものは、一たん銀行を通つておるんだから、かわつたにしても、その金が還元されて個人のふところに入つたということであればまたあなたのような議論になるかもしれないけれども、実際は個人は全然さわらない、さわらないが、その金は個人のために全部使われておるんだということ、会計上から言つたつて、その個人を後援するためにできておるものだから当然そうあるべきだと思ふが、それが何に使われておることも、金を見たことはないかもしれないけれども、純然たる利益はその個人が受けておるのですから、そういう場合に第三者だと言ひ切つてしまふということになる、と、ますます混迷してくると思ひます。その辺をもう少しはつきりしてやらせませんでしょうか。

○竹内政府委員 それは、その後援会が第三者であるかといふことの事実認定の問題に結局はなるのでございまして、同じようなことを繰り返すかもしませんが、まずその個人と後援会との関係が全く個人と同一と見られるような事情がございませうれば、これは、先ほどもお話がございましたように、第三者後援会名義で自分が受けておるものと認定されることはやむを得ないと思ひますが、そうじゃなく、やはり客観的な証拠事実によりまして、——これは目的がそういうことにあるから、いずれはいろいろな形で個人のところに利益がもたらされるといふが、この法律ができませんと、直ちに現

場を持ち帰つて適用される事案でありますから、事はきわめて具体的になるのです。たとえば、Aという議員がある会社と頼まれてある事項のあっせんをするといふことによつて、Bという業者が相当の利益を得た、その報酬をAたる議員に提供することは、法律の適用云々といふことでなくて、どうもAたる議員の人間とか社会的立場も考へて、先生のところへ持つていくのでなくて、先生の後援会に持つていく、Aたる議員もそれを承知の上でやつてゐるという場合が、私はあり得ると思ふのです。そういう場合の処置、解釈があいまいであります、この法律は非常に問題が残されてくる場合がある。これは、今すぐ、小島君の言われるように、この解釈を刑事局長一人ですつかり割り切つて御答弁を要求するわけではありませんが、非常に重要な問題ですから、慎重に御検討願ひたいと思ひます。

それから、これは私は少しは申し上げるのですが、これはただ法務省の見解というだけでなくて、過去の判例、それから学説、そういうものを十分御検討の上、權威のある、いわば有権的な解釈をお出し願ひませんか、法律はできてしまひますと一人歩きするので、ここで、いやそういうことは当るとか当らないとかいふことを刑事局長がおつしやつても、それだけでは解釈の基準にはなりませんから、これは、裁判所でも検察庁でも、あるいは警察官でも、ここにおける答弁で、有権的にこの法律の運用には一番正しい見解だといふことが納得し理解され、それが權威ある一つの解釈として何人もこの点に従わざるを得ないような解釈を出しておいていただきますと、今小島君の言われた問題はきわめて重要であります。横井君もその点を心配されて質問だと思ひますから、どうぞこの点は、ここで即座に御答弁を求めるとも、今申しましたように、学説、判例その他十分御検討の上、このケースが果して当るかどうか——もしそういう形で来るなら、それは法律解釈として抽象的に言えば今刑事局長が言われたようなことになりまふが、そうすると全部そこへ行つてしまつて、何のことかわからぬといふことになりまふ。全部締め上げてしまふという趣旨ではありませぬ。たとえば、それが同じAたる議員が関係しておるものでも、非常に社会的に意義の高い、価値の高い教育活動をやつてゐるとか、あるいは別の場合ですが、明らかにそれぞれAたる議員の選挙運動の母体であるといふような場合は、これは別な角度から検討し考慮する必要があると思ひますから、この点は十分御検討の上、一つまたまつた見解をここに発表していただきたいと思います。つけ加えて申し上げておきます。

○唐澤国務大臣 ただいま御両所からのお尋ね並びに御注意、了承いたしました。十分研究いたします。一言つけ加えて申し上げておきたいと思ひますが、この立案當時から、いわゆる第三者供賄といふ名のもとにこの種の規定を置くかどうかといふことは、非常に研究いたしましたのであります。しかし、理屈は今お話しした通りのことが想像されます。ただ、実際の過去の案を見ますと、たびたび申し上げることでご

ざいますが、このケースは収賄罪と第三者供賄との関係にも同じことが起きるわけでございします。直接自分の職務に關して収賄をする、自分が収賄をするれば罪に觸れるから、自分の秘書官に取らせ、自分の親兄弟、友人に取らせ、あるいは自分と密接な関係のある後援会に取らせたと同時に、果してそれが収賄罪になるかどうかということは、同じケースが今の法律においても起きるわけであります。そこで、過去の沿革を見ますと、明治四十年に収賄罪の規定があった。それから三十三数年の間に、別にそういうような規定がなくても、脱法的に収賄罪というものが全部のがれておらず、そういう、あるいは御記憶かと思いますが、大きな鉄道疑獄等の事件もございしました。これが果して自分が直接収賄したのか、それが第三者へ提供されたものかというように議論があった場合もありました。とにかく、三十三数年、四十年足らずの間、別にその間に事実上の脱法的なことはそれほどなかった。しかし、實際その必要が出てきたから、第三者供賄の規定が四十年足らず後に附加されたわけでございします。そこで、理論の上からいいますれば、第三者に取ってもらいさえすれば全部のがれるじゃないか、こういうことでみんなそれに引きそうに思うのですけれども、従来の行き方からすればそういうことがないから、とりあえず今度はずそう。しかし、法制審議会でもそういう議論がございしました。至るところでその疑いがあるわけでございますから、これは一つ十分研究をして、将来第三者供賄に關する規定そのものも、立案を考へなければ

いけないのじゃないか。それから、第三者に供賄したような関係が、事實はその本人のやったことの脱法行為である。たとえば後援会なら後援会に渡し、しかしその金の使い道はその本人が一々指図をする場合は、自分がそこへ預金して同じことで、これは明らかに脱法行為でありますから、刑事局長がケース・バイ・ケースで事實について認定しなければいけないと言っているところであると思ひます。そこで、今度は逆の場合を考えますと、それが第三者にやった場合も規定して全部処罰の対象にするかと申しますと、金を持ってきた、自分は要らない、要らないけれども、どこそここういう學術団体がある、あるいは慈善団体があつて、もし君たち金を出さなければ金が落ちて困っているのだから、それに寄付でもしたらいいじゃないか、こう言うて、その慈善団体はその人の投票にもその人の経済にも何にも關係ない、しかしその慈善団体に金を出したのには明らかにその人の指図によつて——自分があつてをさせてやつたそのお礼である、そのお礼は自分が取らないが、あの慈善団体へ寄付してやつてくれ、こういう一種の善行為であるから第三者に供賄したことになりません。しかしその目的には悪性はないというところは、事實あつたそうでございます。事實そういう供賄のケースがあつたというのを私承りました。でありますから、非常に悪性で、ほとんど自分が取つておるのと違ひない場合から、順次その色彩が薄くなつて、そしてそれはいろいろ性が無いという

ケースまであるものですから、それを法律でいかに書き分けるか、これがなかなかむづかしいものですから、結局解釈に待ちますけれども、これは判例かなんかによりませんと、ここで御説明申し上げることはどうしてもケース・バイ・ケースで、こういう場合はやはり本人の責任である、こういう場合は第三者へやったのだから今の法律では罰せられないというようなことを申し上げても抽象化するのでもございします。しかし、今の御前所の御注意、御意見もあつて、解釈も行政府としては一定して、判例の参考も期さなければならなりませんし、そして、将来の立法につきましても、この法律の運用の暁において考へていかなければならぬ、そういうふうな考へておるわけでございします。

○横井委員 實は第三者供賄のことは私はあとで聞きたいと思つたのだが、とんだところに行つてしまつた。しかし、この際ついでだからお聞きしたいと思ふのです。たとえば、自分の女房が知らぬ間にやつておつたとか、いろいろあるのです。一番聞きたいことは、私に報酬を持ってきたところが、私が全然受け取らぬ、ところが、Aという男に私が借金をしているというところを知つて、知らぬ間に借金の穴埋めをしてくれた場合には、一体この犯罪になるか知らぬか。これは、それを知つておる場合もあるだろうし、知らぬ場合もあるだろう、あとで聞く場合もあるし、いろいろあるだろうと思ひますが、そういうこともついでにこの際聞かせてもらいたいと思ひます。

○竹内政府委員 全然知らない場合は、犯意の問題といたしまして、犯意がございせんから、収賄にはならないというふうな思ひます。それから、奥さんに渡したというような場合は、これは、奥さんが黙つていて言わないということになれば、これはまた犯意がないということになりませんが、奥さんでありましたら、どここの御家庭でも主人に黙つておる人はいないので、いづれわかる、こういうことになりますれば、これは自分が受け取つたと大体同じように見られるのが普通であると思ひます。

○横井委員 とんだところに行つてしまつたので、これ以上聞きませんが、ことに後援会等のごときは非常に解釈があるのでございします。全然會計を別にしておる後援会もありまして、ほんとうに私どもを後援してくれる後援会は全然別なものでございします。會計も別ならば、やはり方も全然別でございします。で、なるほどその金はその議員のたに使うかもしれないけれども、非常にむづかしい問題であります。この点を一つ、三田村委員がおつしやつた通りに、ぜひとくとお考へ願つて、あとで御説明をお願いしたいと思います。

そこで、私はもう第三者供賄は聞かずに先ほどの続きをちょっと聞いておきたいのですが、公務員が他の公務員をして相當の行為をさせないという、この問題で一つ疑問があります。それを私は実例をもつて申し上げたいのでございします。われわれが国会にいてある法案をもつておすことの依頼を受ける。こういう場合に、私どもが他の議員に、きょうはもう出席しないので欠席してこの法案を流してくれとい

う依頼をする場合もあつて、その場合も目的を達するかもしれない。そうかと思ふと、今度は、ある議員に頼んで、きょうは議場へ臨んで、あるいは委員会へ臨んでこれを否決してくれと依頼をする場合があるかもしれない。同じことなんです。目的は同じことなんです。その法案をつぶすことなのでございします。その場合に、解釈のしようによつては、前者は違反となるだろうし、後者は、当然否決もし賛成もするということでは議員の職責でございします。で、その場合は考えようによつては合法的だとも考えられる。同じ目的でありながら、片方は違反になり片方は違反にならない、こういう場合があり得ると思ふのでございします。これはどう解釈すべきものでございしますうか。



ということとは職務の執行行為である、義務であるということが言えるかどうか、言えるということになります。ならば、金をもらって欠席をして、この場合には不成立に終らせるといふことの事実であり、不成立に終らしたという結果を発生しておるわけでございます。やはり相当の行為をなさざるに該当する場合としております。これと今の御説例とを合せますと、おのずから結論が出るのじゃないかと思ひます。

○横井委員 もう一、二点だけにとどめますが、正当の行為をなすとか不正の行為をなすという問題のときに、検事さんはこれを不正の行為として起訴する。ところが、いよいよ裁判になるときは、どうせ他の公務員が法廷へ出ます。その場合、他の公務員は、あれは不正でございませぬ、正当の行為でございませぬ、こう言うことが現実の問題としては多かろうと思ふのです。そういう場合には一体どういふことになるかといふことなんです。

○横井委員 もう一点だけお願いいたします。あつせんをするといふことの实体でございませぬが、これは、名刺だけ一本書いてやるのか、紹介状を書いてやるのか、電話でもつてその公務員が他の公務員にするといふものはあつせん範囲に入るのか、それとも、行つていろいろ話をした、ほんとうに中に入つて話をしなければあつせんにならぬのか、その点を一つ承わりたい。

○竹内政府委員 それはあらゆる事件について起り得る事例でございませぬが、この場合に、不正な行為をされたかどうかといふことの判断は裁判所がすることです。そして、今申しましたように、幾つかの判例は、こゝういふ場合は不正の行為に當る、あるいは相当の行為をなさざるに當るといふ判決をいたしております。その趣旨は、先ほども申しましたように、あつせんを受ける方の職務権限を有する公務員の職務上の義務に違反するかどうかといふことを区別の基準として判断するといふことが大審院の判例の趣旨でございませぬので、そういう判例が出ております。以上は、検察官もこれに拘束を受けますことは当然でございませぬ。検察官側は、それに該当する場合であるといふように主張するのでございませぬし、被告側は、それはそうでない、それに該当しないといふことで争ひになり、それが結局裁判によつて裁判されるというように事を進んでいくわけでありませぬ。

○横井委員 もう一点だけお願いいたします。あつせんをするといふことの实体でございませぬが、これは、名刺だけ一本書いてやるのか、紹介状を書いてやるのか、電話でもつてその公務員が他の公務員にするといふものはあつせん範囲に入るのか、それとも、行つていろいろ話をした、ほんとうに中に入つて話をしなければあつせんにならぬのか、その点を一つ承わりたい。

○竹内政府委員 それはあらゆる事件について起り得る事例でございませぬが、この場合に、不正な行為をされたかどうかといふことの判断は裁判所がすることです。そして、今申しましたように、幾つかの判例は、こゝういふ場合は不正の行為に當る、あるいは相当の行為をなさざるに當るといふ判決をいたしております。その趣旨は、先ほども申しましたように、あつせんを受ける方の職務権限を有する公務員の職務上の義務に違反するかどうかといふことを区別の基準として判断するといふことが大審院の判例の趣旨でございませぬので、そういう判例が出ております。以上は、検察官もこれに拘束を受けますことは当然でございませぬ。検察官側は、それに該当する場合であるといふように主張するのでございませぬし、被告側は、それはそうでない、それに該当しないといふことで争ひになり、それが結局裁判によつて裁判されるというように事を進んでいくわけでありませぬ。

○横井委員 もう一点だけお願いいたします。あつせんをするといふことの实体でございませぬが、これは、名刺だけ一本書いてやるのか、紹介状を書いてやるのか、電話でもつてその公務員が他の公務員にするといふものはあつせん範囲に入るのか、それとも、行つていろいろ話をした、ほんとうに中に入つて話をしなければあつせんにならぬのか、その点を一つ承わりたい。

○竹内政府委員 名刺を書くことがあつせんになるかどうかといふことでは、不正の行為をなさずには相当の行為をしないようにあつせんをするといふ、そういう条件がついておるわけでございます。あつせんといふ語義について申せば、名刺を書くだけでは、つまり単に紹介をするといふだけではあつせんにならないと解釈いたしております。けれども、外形上は名刺を書

○横井委員 名刺を書くとか紹介状にあることと、これは、たゞえ、顔のきかぬ者が行つていろいろ交渉しあつせんしたりするよりも効力的には非常に効力を発するわけですね。しかもこの名刺を書いたことでもつてあつせんをやるということになると、日常のわれわれの活動の上においてはなかなかその影響が大いなのでございませぬが、その点、もう少しはっきりならぬかどうか。

○竹内政府委員 議員さん方の名刺が非常に効力があることは私も承知しております。(笑)けれども、その名刺の効力があるからと申しまして、その名刺だけで不正な行為をさせ相当な行為をさせないといふことは直ちに出来ないわけではございませぬ。従つて、普通だこの本条には該当しない、こゝうお考えいだいてはつてございませぬ。

○町村委員長 猪俣三君。○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○横井委員 名刺を書くとか紹介状にあることと、これは、たゞえ、顔のきかぬ者が行つていろいろ交渉しあつせんしたりするよりも効力的には非常に効力を発するわけですね。しかもこの名刺を書いたことでもつてあつせんをやるということになると、日常のわれわれの活動の上においてはなかなかその影響が大いなのでございませぬが、その点、もう少しはっきりならぬかどうか。

○竹内政府委員 議員さん方の名刺が非常に効力があることは私も承知しております。(笑)けれども、その名刺の効力があるからと申しまして、その名刺だけで不正な行為をさせ相当な行為をさせないといふことは直ちに出来ないわけではございませぬ。従つて、普通だこの本条には該当しない、こゝうお考えいだいてはつてございませぬ。

○町村委員長 猪俣三君。○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

近判決になりました昭和電工事件の判決に關しまして、その具體的の事實に本法を当てはめてみてどういふことになるかといふことを検討してみたい。なせかと申しますと、このあつせん収賄罪なるものが相当国民の世論化した動機は、あの昭和電工事件から発生したのじゃないか。あれに、検事が、あつせん収賄罪がないために非常に困難だといふ意見を發表するとともに、がぜん、これが政界腐敗の一因をなしておる、これに對してメスを入れなければだめだといふことが、最近のあつせん収賄罪——ことに社会党が第十九回国会に出しましたいわけであつせん収賄罪の提出の動機もそこにかかつておりました。それでありますので、今日これが高等裁判所において判決され、検事の上告がありませぬので確定いたしました。相当長文の、ここに判決文が出ておるのであります。私も二回ばかり読んでみたのであります。私も、どうも刑事局長もその判決を一つごらんいたしたい、この判決の趣旨に沿つて私がお尋ねしたいと思ふ。果してこの本法が、かような世間の疑惑をこうむりまして本案に對して明断を下し得るところの法案であるやいなや、それをこまかく私はお尋ねしたいと思ふ。これは、高等裁判所の判決において、事實關係、法律關係が確定しているのではありませんがゆゑに、私は資料としては客観的に最も有力のものだと存じます。そうして具體的でありませぬので、この判決の趣旨に従つて質問いたしたいと存じます。相当長文のものでありますから、一応御研究いただきたい。

それから、いま一つは、これは政府から提出されたもので、あつせん収賄罪の規定がないために検事が起案することのできなかつた、あるいは有罪にすることのできなかつたといふ事案が示されておる。具體的の事例をもつて示されております。一体これが本法によつて果してこれを有罪とすることが出来るか、あるいは検事が起訴の起案をすることが出来るのか。この具體的の事實が明示されておりますがゆゑに、この一つ一つについて私がお尋ねしたいと思ふのであります。それはさうでございませぬ、いたずらに抽象論で、これはさうであるとかないとかいふ抽象論に終るおそれがある。そこで、私は、具體的事例につきまして、こまかく、本法を適用した場合どうこれが処断されるのであるか、これを御答弁をいたされなければ、本法の趣旨が相当明白になるんじゃないやうなうか。これはあなたの方からお出しになったものでありますからおありであると思ひます。「幹旋収賄罪の規定がないため処分しえなかつた事例」、さうして、その事例があらつております。私の見るところによれば、もし今まで政府委員の答弁した答弁の趣旨通りだとすると、この大半といふものはやっぱり処罰できないのじゃないかと思はれる。そうすると、あつせん収賄罪の規定がないために処分し得なかつた事例として法務省刑事局が出した例が、一体この法案ができたら処分し得るのか、ごとき印象を与えておりますが、皆さんが示された事例の大半がこの法案ではだめだといふことになる、おそらくこの法案はさうであることを見ずから立証したことになりはせぬかと存じます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 私、ちよつとこまかいことを聞きたいと思ひましたけれども、時間がたちまして、用件がありますので、宿題だけ出して、明日御答弁をいたしたいと思ひます。

刑事局の出されましたこのあつせん収賄罪の規定がないために処分し得なかつた事例、これに本案を当てはめまして事ここまかく一つ御答弁願いたいと思ひますから、相当時間がかかりますので、私はそれは次会に譲ることにいたします。

ただ、立ちました関係上、一点、昨日佐竹氏が質問しました法益論でありますが、これは二元説をおとりになつておるようであります。私も法益は必ず一つでなければならぬと思ひます。しかも、二元と申しまして、非常に関連性のあることであります。公務員の職務の公正をはかるということ、及び公務員の廉潔性の要求、こういうふうな御答弁でありました。ただ、この二元は窮極において一元にしなければならぬ。二元説というのは哲学的にも成り立たなかつたのであります。と思ひますが、かりにこの二元の法益を認めるといたしましても、刑法の単純収賄罪とあつせん収賄罪とは、この法益の順序がちよつと違ふのじやなからうか。第一次、第二次の關係において違ふのじやなからうか。あつせん収賄罪の法益というのは、私は、結局公務員の廉潔性ということが第一、次に来るのじやなからうか。これがまた世論でもあるのじやなからうか。公務員は國家から俸給をもらつておる。それなのに、世話したというてよい利益を取るといふことが、一般の庶民感情とマッチしない。それがとりもたず公務の適正に対する国民の信頼に疑念が起るものにもなるということから、これを処罰しなければならぬ。そうして、きのうも問題になりましたように、現在公務員

じやない者、たとえば退職官吏、事件ブローカー、そういう者が職權のある公務員に働きかけて不正な行為をさせたとき、それを処罰しないといふことになりませんが、私はやはり、現在において、公務員、これが一般職であらうが特別職であらうが、公務員といふもののあつせん行為といふものがまず第一に処罰の対象になるというゆゑんのものは、このあつせん収賄罪の本質はどこまでも公務員の廉潔性にあります。ことに、私は、その主体が公選による議員にあると考えておる。国会議員は最高の國家機關の構成員であります。また、地方自治体においても、県會議員でも何でも、昔と違ひまして、より民主的になつておるとすれば、それだけ議員といふものの職責も重大であるし、責任も重大であります。従つてまた、その議員の品位といふものも、また昔より以上に重んじられなければならない。民主政治であればあるほど、この公選の議員なんというものに對して廉潔を要求することは當然であります。職權の大なる者には責任がつきまとうし、責任のある者はその品位を保たなければならぬ。今日、政治の腐敗と稱して、ややもすれば民主政治そのものを否定せんとするやうな思想が一部台頭してきておる。この際、このあつせん収賄罪の規定は、私は、ここに適正なものだと思ひますが、その法益論が間違ひますと、全般の解釈が間違つてくる。そこで、私は、このあつせん収賄罪の法益の第一次は何であるか、これは公務員の廉潔性ということに重点があるのじやなからうか、それに対しての御所見を承わりたい。そうなりますと、ほかの法益がそこに

あるとすれば、ほかの犯罪成立要件に對してもその点から觀察していかなければならぬと私は考へる。そこでまずその点をお伺ひしたいと存じます。

○竹内府委員 昨日大臣から本案の提案理由を御説明いたしたわけでごさいます。その中にも明らかにされておりますが、公務員の綱紀肅正といふことが強く叫ばれておる、こういう世論にこたへるものであるといふことを申し上げる。ただ、いま猪俣委員から御指摘のように、そういう点が強く保護されなければならぬ法益として重点が置かれたことは、まことにその通りであると存じます。昨日お答えしましたように、わいろ罪といふものは、考え方が二つあるのであつて、その一方だけで立案したと見られるやうな立法例は諸外國にもないやうであります。特に単純なる職務に關する収賄罪といふ場合でございまして、これは、官紀の肅正、つまり廉潔性といふことも、もちろんそれによつて金をとるのでございまして、から、廉潔性を保護しようとするものであります。けれども、それよりもより多く公務の公正を損傷しようという趣旨がそこに強く現れておると思ひますが、これと違ひまして、あつせん収賄の場合には、みづからの職務に關しての不法利益の取得ではなくして、他の職務權限を有する者に働きかけるということとで謝礼をもらつたといふのでありますから、その事柄の性質からして、いやしくも公務員たる者は、今おっしゃつたその言葉が強くにじみ出ておるといふふうにも考へておるのであります。分量がどうであるとか、

あるいはどちらが主であるとかいふふうにきめてかかるつもりは、私どもも御指摘のように、あつせん収賄の主体たる公務員の場合におきましては、公務員としての廉潔性の保持ということが強くこの法案のねらいとして掲げられておることは、私は全く同感でございまして、私もさう考へておる次第でございまして、

○猪俣委員 そういたしますと、そこいらの批判が出てくるのであります。要は、結局これは社會常識と一致するのですが、公務員がその顔をきかせるというところ、これが國會議員、県會議員、その他の公務員が相當社會的に地位が向上していればして、さうして金を取るというところ、これが批判の対象である。日本人は一体封建性がぬぐい切れず、顔がものを言ふという慣習が非常に多いのであります。公務員などもその古來の陋習から抜け切れなれておる。そこに私は問題があると思ふ。顔をきかせて何かにやつて金を取る。先ほど問題になつた、議員の名刺がものを言ふ、議員が偉くなればなるほどさうなります。それはものを言ふことはけつこうだ。ところが、金をとることと問題になる。名刺がものを言ふことだけけしからぬといふ議論をやつておつたのでは問題にならぬ。金を取るということ、それとくつけないで論じていては何にもならない。名刺を出して金をとる、いわゆる顔をきかせるのです。それがやはり國民の信頼を博している公務員の廉潔性を阻害するものではなからうか。何か利権屋といふふうな色彩が濃厚

になる。そこで、私も、さういふ意味からして、社會黨の原案では、その地位を利用してゐるということが書いてある。そして請託といふことを抜いてある。公務員の廉潔性を尊重することからすれば、請託があつてなからうが、何かしてやつて金を取ること自身がけしからぬ。この請託の問題については事ここまかく私はお尋ねしたいと思ふのでございまして、

○この請託といふことは、犯罪の成立要件を困難ならしめ、おそらくこれによつてほとんど無罪が出てきましよう。檢事の起訴の起案ができなかつた。統計が示しておるのであります。私どもははなはだきめづかしいことだと思ひますが、これはまた明日事ここまかく統計上からお尋ねしたいと思ひます。これは、法務省の出した統計から見ても、いわゆる受託収賄といふものは実に数が少い。學者の論文を見ますと、これは受託収賄が現象として少いのじやなくて、とても立証が困難のため、みんな單純収賄で起訴しておるためだといふふう論じておるが、それはその通りだろうと私は思ふのであります。そこで、政府當局は、これはしぼつたのだといふことになるのであります。大半が免れて恥なき徒になるやうなしぼり方をやつたのでは、これはざる法であつて、どうもあまりききめのないものをただ世間體のために作つたと思はれるやうなことが出てくる。そこで、私は、さき申しましたように、ここのういふことにつきましてもう少し詳しく質問したいと思ひますから、明日おいでいただきたいと思ひます。



○町村委員長 大橋忠一君。

○大橋(忠)委員 私は法律の専門家ではありません。そこで、ただ一般庶民の感覚から、あつせん収賄罪に関する問題を御質問申し上げたいと思ひます。今度のあつせん収賄罪は、われわれしろうとから見ると、非常に不満足なものでありまして、法案制定の時にどれだけの現実的の効果があつたかといふことに対して疑いを持つものであります。しかしながら、かりに骨抜き法案と称せられるこの法案に骨を入れて、刑法改正法案のようなものになりしめたところが、私は、その効果のあつたかと思ひます。五十歩百歩ではなからうかと思ひます。

(委員長退席、林(博)委員長代理着席)

現在も収賄罪というものがあつますが、さきにも御指摘になつたように、一カ年間にわづかに検挙されたものが七百前後、起訴されたものがその半數に足らないという現状であります。これは、現行の憲法及びそれに基いて作られた刑事訴訟法といふものが、英米で行われておるものと同様に非常に寛大なものでありまして、黙否権その他あらゆる方法によつて人権を保護してあり、従ひまして、犯人の自由以外に具体的な証拠をつかむといふことはなかなかむずかしい。そこで、やつてみて無罪、無罪になるものは起訴ができない、起訴ができないから検挙もできない、こういうようなことになりまして、国民は表面に出た犯罪だけが犯罪であると思つておりません。それはほんの氷山の一角であり、大きなものがまだ隠れておる、それが検挙されないのだ、こういうふう

に思つておるのであります。数年前に、私の記憶によりますと、検察当局が、実は汚職は幾らでもあるのだ、しかしながらその捜査費が足りないから、検挙ができない、おそろくこの汚職によつて国家国民の受ける損害は二億圓くらいに上つておるだろうといふようなことまで言つたと新聞に出ておつたことを私は記憶しておるのであります。さらに、この数年前の造船疑獄の際に、われわれは時の検事総長を訪問いたしまして、なぜ小者ばかりを検挙するの、大物がおるじゃないか、断固としてそれを検挙しないと断つたのであります。そういったと、時の当局は、実は、今の憲法及び刑事訴訟法のもとにおいて、検挙したところが無罪になるにきまつておる、二十日間の勾留期間を過ぎる、有罪に保釈になつて口うらを合せて、有力な弁護士を頼んで巧みにマヌーバーしたら、とうてい起訴することができない、証拠がつかめない、従つて検挙したところで起訴もできない、起訴したところが無罪になる、そこでできない、しかしながら、英米式のトライアル・ジュリー、いわゆる陪審制度があれば、われわれは直ちにでも検挙する、こういうふうなことを言われたことを私は記憶しておるのであります。いわゆるトライアル・ジュリーにおきまして、民間人が中に入つて裁判をやる、そうすれば、やはり当然国民の感情と世論を代表して裁判をやる結果、どうしてもこれが重く罰せられることはきまつておるのであります。貧の盗みとか、そういうような同情すべき事件に對してはあつては軽きに失するやうな判決が下るかもしれませんが、国民が

非常に憎んでおる政治家や官吏の汚職といふやうなものに對しては重い判決が下ることは当然だろうと思つております。そこで検察官も検挙が非常に案になる、起訴も非常に案になる、こういうやうな不都合になると私は思つてあります。そこで、私は、今回あつせん収賄罪といふものができるのはけつこうでありまして、そういうものを作つただけでは、汚職追放という結果はもたらされぬ、政界浄化といふことにはあまり効果はないのじゃないかといふふうな思つておるのであります。したが、これに對する法務大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○唐澤國務大臣 今日、の捜査制度、また検察制度についての根本的な疑念を持たれてお尋ねでございました。お言葉のように、今日の憲法は人権の擁護といふことに非常に重点を置いておりますから、従来の犯罪捜査、犯罪検挙、また犯罪の審理といふことにつきましていろいろの制約がござつておることはお言葉の通りでございます。そのために捜査検挙に當つております者が非常に苦心をしておることは想像にございまして、果して現行制度がいかにどうかといふやうなことを検討いたしますれば、さかのぼつて憲法そのものの検討もしなければならぬ。憲法の中に刑事訴訟法の実体を盛つておるやうな規定が入つておる今日でございしますから、どうしても憲法そのものにさかのぼつて検討を加えなければいけないといふことになりまして、今日といたしましてはこれは非常に重大な問題だと考へております。現行の検察事

務におきまして、あるいは大物、つまり吞舟の魚といふやうなものがのりたものではないかといふことを、よく世の批評として承つております。私がこの法務に参りましてから、期間の経験でございしますけれども、私は、さやうなことは從來も絶対になつた、また、私就任して以来さやうなことは全然ないやうに存するのでございします。先ほども申し上げました通り、証拠の収集とか審理とかいふことにつきましていろいろの制約がございします。そして、捜査や検察、審理はすべて証拠をもつて進められるものでございしますから、世間で、あるいは新聞紙等で伝えられれば、それはすぐ起訴される、有罪になる、こういうふうに見えるのでございまして、これが一旦証拠不足のために釈放されますれば、吞舟の魚が免れたといふやうな世上の批判を受けるのでございしますけれども、私の感じを率直に申し上げますと、検事総長が率いておられます検察当局は、もつと従来長い間の経験を以て、検察官と検察官としての良心によつて捜査を進め、検察を進め、おるものでございまして、少くも私に關しましては、具體の事實については指図はいたしません。抽象的に、一切法の前に平等である、いやしくも犯罪の疑ひがあれば、厳正中立にこれを捜査検察してもらいたいといふことは申しますけれども、それ以上は、大体検事総長の率いる検察陣の従来経験と、そして、検察官としての良心によりまして、検察事務を進めておるやうにして、私、世間でうわさされるやうに、吞舟の魚がややつれば政治的理由が何かでのがれるのだといふことはいふやうに思つてお

ります。そういうことを誤解するやうないろいろの事象はございしますけれども、私は、その事の真相に入つてみると、やはり検察陣は全部証拠を追つて進められておる、証拠があれば、いかに吞舟の魚でありましても、これが訴追を受けることは免れないやうになつておると、深く信じておるわけでございします。

それから、このあつせん収賄罪に對する規定が法律として活動するようになつても、おそろく政界浄化には大して効果はないのではないかとお尋ねでございします。元來、政界浄化とか綱紀の肅正といふことは非常に大きな問題でございまして、そして、とても法の一条文によつてその実現を期待できるやうな問題ではないと思ひます。やはり、世間一般の道義の向上といふやうなことや、あるいは客觀的には経済状況の好転といふやうなことや、一切がさういふ社会事象が集まつて、そしてその結果として、あるいは綱紀も肅正され、政界も浄化されるといふやうに考へておるやうな、法律によつて万事を解決するといふやうなことは、それは事の末ではないかと私は考へております。ただ、しかし、その言つておられますから、他の方面の手段を怠らないとともに、やはり法律をもつて正すべきことは正すといふことで、こういうやうな立法もいたさうと考へておるわけでございします。さういふやうな意味で、法律万能とは考へておりませんけれども、しかし、一たんこの規定が成文となつてしまつて動くやうになりますれば、相當の実効があるのではないかと。

(林(博)委員長代理退席、委員長着席)

着席

法文の上ではいろいろの条件によつて縛られておるといふ御批判もあるようでございますけれども、とにかく、従来は自分の職權で仕事をしておつて、金を取つた場合だけが取賄罪になつたけれども、今度は他人に頼んで金品を受け取つた、つまりあつせんをして金品を受け取つた場合も罪になるということで、これは相当の実効を持ちやしないか。ことに、將來この法律が制定されて動くようになりまして、そして統計をとつてみて、かりにこの法律に触れる者がないといひましたも、それは、この法律があるがために自衛自戒して、そしてこの法律には触れないようにやっておくというふうな陰の效果というものが必ずあると思ひますし、やはりこの規定の適用を受ける者も不幸にしてきてくるとは思ひませんが、かように私は考えまして、法律方面ではございませうが、この条文が成文化されましたならば、やはり道義の公正、公務員の廉潔性を保持するために相当の效果があるのではないかと、かように確信しておる次第でございます。

○大橋(忠)委員 専門的に見れば御説のようなものかもしれませんが、國民の常識から見ますと、今の政界というものには相当腐つておると見ておるのであります。政治家というものは、昔から、財産があつても政治をやると貧乏になるといふのが常識であります。これもほんとかうか知りませんが、世間の評判によると、政界の巨頭の中には、大へん大きな財産を持つておると伝えられておる人があります。そうしてそれは主としてあつせん取賄

的にもうけたものと世間では思つておるのであります。そこで、疑獄事件が起るたびごとに小さい魚ばかりつかまつて、大きいものはのがれる、かういふような感じが國民の間に強いのではあります。そこで、かういふような誤解を防ぐためにも、裁判といふものを職業裁判官だけにまかせずして、國民の世論と感情を代表する民間人にやらしたどうか。すなわち英米におけるジュリー制度を作つたらどうか、かういふことを私は提議したいと思つておるものであります。ことに、今日は主權といふものが國民に移つた。天皇の名における裁判から、國民の名における裁判になつて参つたのであります。天皇の名において裁判をやる旧時代において、一種の陪審制度といふものがあつたことは御承知の通りであります。ところが、今回憲法の改正によりまして主權が國民に移つた。國民の名においてやる裁判になつたのでありますから、それは当然國民の世論と感情とを代表するところの民間人に裁判はやらすべきものであると私は思つておるものであります。立法や行政がやはり民間から選出されたその代表者によつて行われておる際に、獨立しておるところの司法といふものが、全然民間と離れて、いわゆる官吏のみによつてやられるといふ現在の制度は考え直さなくちゃいかぬ。そこで、この裁判といふものを民主化するといふ意味から言つても、陪審制度を設ける、少くとも欧州の大體でやつておるところの陪審制度程度においてもよろしいから、裁判の民主化をしなくちゃいかぬ、かういふ実は意見を持つておるのであります。

職業裁判官といふものは、最近弁護士出身の人なんかをだいたいお用いになるようでありまして、それでもどうも法規の末節に拘泥し過ぎる。法的概念に縛られて過ぎて、常識的な、國民の納得するやうな裁判ができないことがしばしばあると國民は思つておるのであります。ことに、学校出の世間知らずの若い裁判官の中には、赤い思想にかぶれたやうな者もある。それが判決の上に出ておるといふたやうなことが新聞に出ておりました。私は、かういふやうな危険を防ぐ意味から言つて、民間人を裁判に少くとも参与させるといふところまで行かぬといふかと思つておるものであります。法務大臣の御所見はいかがですか。

○唐澤國務大臣 ただいまの御意見は、わが國の司法制度におきましては非常に大きな問題でございます。民衆の裁判・審理への関与といふことは、これは各國における司法制度におきましても非常に重大な、また非常にむずかしい問題とされております。ただいまお言葉にもありました通り、わが國でも陪審の關係におきまして多少の経験を持つております。當時この制度をしくにつきましたも非常にけんけんううの論争があつたやうでございます。その結果あつたやうな制度を試みたわけでございまして、この実績につきましてもいろいろと批判があるやうでございます。要するに、裁判はどこまでも事實を明瞭にして、そうして法の適用を誤らず、公正な判決でなければならぬ。それからまた、國民がこれを信頼し、これを仰ぎ見るやうに、尊敬するやうな裁判であり、判決でなければならぬ。この要請に應ずるため

に、今のジュリーのような制度がいいか悪いといふことは、これは非常に議論が多いところでございまして、今法務省におきましても鋭意研究をいたしております。これは、ただ一片の理屈でなくて、實際に適用してみても、今日わが國の社會、國民の法律に関する知識、常識の程度であるとか、その他國民性等との關係もございまして、非常にこれはむずかしい問題でございます。今法務省においても鋭意研究中でございますが、なお技術の問題もございまして、刑事局長から補足して申し上げることにいたします。

○竹内政府委員 ただいま大橋委員から刑事裁判に民衆を関与させる制度を採用すべきではないかという御意見がございました。非常に傾聴すべき御意見と存じます。民衆を関与させる制度は、ただいまの日本國憲法のもとにおきまして、主權が國民にある、この憲法の趣旨を推進いたしますためには、司法權の作用だけを官憲において壟斷すべきものではないのでございまして、その行くべき先は國民の関与にあることは申すまでもないのでござい

ますが、これは抽象論といたしまして私どももさう考へておるのでございまして、ただいま御指摘のありましたやうに、わが國におきましてもかつて陪審法を持つたのでございまして、ただいまはこれは停止の状況になつております。その実績をわれわれとしては検討しなければなりません。また、民衆を関与させる方法といたしましては、御指摘のやうに、英米で広く行われておるジュリー・システム、陪審制度をとるか、あるいはドイツ等

においてこれこそ裁判の新しい方向であるといふ自負しておりますところのシェッフェンゲリヒト、参審をとるかといふことは、私どももいたしましては研究を要する問題でございます。簡単に結論を申し上げますと、國民の間に参審なり陪審なりの制度を作るべきであるといふ機運が盛り上つて参りますならば、わが國におきましても新しい形の陪審ないし参審の制度を採用すべきであるといふ考へでございまして、さういふ機運の上昇しおる状況にかんがみまして、つとに法務省としましては寄り寄り研究いたしておる状況であります。

なお、御質問がございすれば、その内容につきましても御説明いたします。

○大橋(忠)委員 あつせん取賄罪に關連して檢察ファツショといふことがしきりに言われております。これはむろんおそれるべきことであります。これはむろんわれしろうとから見ますと、憲法及び刑事訴訟法その他においてわが國の國民の人權は極度に保護され、黙秘權までも認められておる。かういふ法制下において、昔あつたところのいわゆる帝人事件であるとか搭連炭坑の事件のやうな拷問その他おそれるべき方法による檢察ファツショのやうなものは起り得ないと私も実は考へておるのであります。むしろ國民は、それとは逆に、檢察官が少し手ぬるいんじゃないかと考へておるのではないかと。現に、最近の荒春汚職の問題についても、これは新聞によるとでありますから、はつきりいたしません。業者が二、三、千數百萬元の金を集めておる、そのうちで行方がわかつたのが二百萬

○竹内政府委員　御指摘のように檢察フアッシュという声がこの法案をめぐりまして學者の一部にもあるわけでございますし、国会の内部にもそういう御心配のもとに御批判が出ておるのであります。私どもといたしましては、ただいま大橋委員のおっしゃった通り、今日の檢察官がかつて世間で批判されたような意味においての檢察フアッシュのふるまいに出るといふことは、現行の憲法、刑事訴訟法のもとにおきましては想像もできないように思っております。しかしながら、檢察フアッシュという意味によりまして

そういう御懸念もあることでございますので、裁判においては、陪審制度、参審制度、それからまた起訴におきましてはグラランド・ジュリー、大陪審の制度を持ってきたかどうかという意見でございます。

アメリカ等におきましては、私も先年その状況を見て参つたことがございますが、大橋委員の御指摘のように、その点はきわめて適正に運用されておるように私見で参りました。しかし、陪審制度と申しますのは、その国の国民性に深く根ざしておる制度でありまして、いわゆる英米法の系統、特にアメリカにおきましては開拓者精神バイオニア精神とよく言われますが、そのバイオニア精神が国民の同僚の裁判ということによって治安を維持しながら西へ西へと発展したという歴史があるわけでございます。陪審制度とかあるいは大陪審の制度もそうでございます。

○大橋（忠）委員 昔から、政治のよしあしを判定する一番重要なスタンダードというのは、大体裁判が公正に行われるかどうかということによって

法における、自由以外の証拠というもののだけが証拠であるでしょうか。それはたまたわかっただけの証拠であって、またわからない事実はいっぱい隠されておるのであります。そこで、やはり国民の常識が納得するような裁判、これが民主主義裁判の根本をなすべきである。われわれ選挙をやってみますとよくわかる。世間というものは実に利口なものであります。世間は決してばかではない。実に神様のごとき靈知を持つている。神様のごとき靈知を持つ

た世間がなるほどと思うような裁判をする、これこそ私は眞の裁判だろうと思ふのであります。従ひまして、私は、民衆裁判というものは、ただ単に民主主義の本質から当然やるべきもののみならず、今申しましたような意味から、当然これはやるべきものである。そういうような意味から、戦前においても、昭和十年に不完全な形における陪審制度を始めた。ところが、やってみていろいろな弊害が出たがために、ついに十八年になってやめてしまった。自來十五年、まだ何らのその成案ができてない。なるほど、裁判官が非常にいやがる、経費が非常にかかると。裁判官から言へば、なるほど自分らで勝手にやった方が非常に便利でしょう。けれども、裁判官がいやがるがゆえに、取扱ひ上非常に不便ながために——気のきいた国は全部やつておる。中国やロシアをやつてゐる。し

○竹内政府委員　法務省におきましては、刑法、刑事訴訟法の改正事業を今しきりに進めておりますが、特に、刑事訴訟法の改正問題の中で最も重要な部分は、この陪審制度の採否の問題でございます。そういうふうな考え方からいたしまして、ただいま各国の陪審制度の実態的な調査、それから、国内におきましては、日本国憲法におきましても、陪審制度をとりますことが違憲ではないかという議論が、大橋先生も御存じだと思いますが、一部の学者の

中にごさいますて、そういうような議論も承わりつつ鋭意やっております。特に、昨年の九月には、内閣官房審議室にお願いをいたしまして世論調査もいたしてみましたのですが、まだその結果を発表する機会はなかったかと思えますけれども、簡単にこれをお願いしますと、大学、高等専門学校卒業以上の有識者約五百名につきまして抽出的な方法によって世論調査をいたしました結果、この制度そのものについてはいろいろな問題を出しておりますが、このうちの陪審制度、民衆を刑事裁判に關与させるというこの二点についての回答を集めてみますと、参審制度を是とするものが四十数%あるわけでありまして、それから、職業裁判所、ただいまのような職業裁判官に裁判をさせるのがよろしいという意見が約三〇%、それから、陪審制度をよろしいというものが一六%ある、そういう

う順序になっております。さらにこの調査も今後もっと範囲を拡大し、もう少し質問事項を整備して調査をしなから、国民の動向を見きわめつつ立案に当たりたいと思っております。でございます。

ただいまもございましたように、これを実施いたします場合に非常な経費を要するであろうということも想像されるのでございます。戦前の陪審法におきましては、陪審員を一つの事件で最も長く引きとめましたのが七日間でございます。これは主として殺人とか放火とかいう事件が多かったのでございますが、短かいのでも二日、平均いたしまして、今日の金に換算しますと十万円くらいはかかっておるのではないかと思います。これを死刑、無期というように罪に限定いたしまして、その費用は今の金で三億円になりますが、もしそういうことになる、今のあつせん収賄のような罪は入らないことになります。これを緊急逮捕もできませんような死刑、無期または長期三年以上の刑というような罪種に広げて参りますと、年間そういうような事件が約二十万件にふえるのでございまして、かりにこれを十万円単位で計算いたしまして、二百億からの金がかかるわけでございますが、今日の訴訟手続は、職權主義が制約されておりますので、一件の審理時間が長くなると、そういう点を計算に入れますと、なかなか一件十万円では処理できるかどうかは疑問でございます。そんな点、そのほか職員を動員するとかんとか、いろいろこれに附帯します経費、またこういう陪審員、参審員を選びます手続に関する経費といつたよう

なものを見ますと、それこそ数百億の金を必要とするのでございます。その数百億の金が、真に裁判に寄与いたしますならば、決して国にとってむだな経費だとは私は思いませんけれども、今まで戦後十年余り、このような経費が支出されるということはなかなか国家財政の立場から容易なことではないと思われのでございまして、そういうような点も頭に置き、かつ前の陪審法がうまくいかなかった実績等から、原因がどこにあるかという点も十分究明いたしまして、国民の動向を見きわめて、この問題の解決をいたしたいと思ひます。

○大橋(忠)委員 最後に申し上げますが、私は、これは民主主義の本質の上から、経費とか、繁雑さとか、そういうことにかかわらず、当然置かるべき制度であると思ふのであります。どうか、法務省が中心になって、国民世論を指導し、喚起をして、一つさらにこれを進めていただきたい。しかしながら、私が現在申しておるのは、結局、政界浄化のためから見ても、ぜひそれはやらなければいけません。さきにも議論が出ましたように、今日の政治家というものは信用がないのであります。私は、過日あるところで、お前は六千万円の金をもうけたという話を聞いた、政治家というものはその下等でないかなあうかるじゃないかということをやられた。私はそういうことには特に潔癖でありまして、官吏時代からあまりにも潔癖過ぎるという非難を加えられておったものであります。今でもそうなんです。その私に対してそういうことを言う者がある。事ほどさように、政治家というと、何かきたない金をもうけるように思われる。また、さらに、あるニュース解説者に対して、君はよく知られておるから参議院の無所属から出たらどうかと言った、いや、だめです、当選した暁からもう国民は聞いてくれない……。つまり、政治家というものは言うものではないのだということでしょう。先年私がアメリカに参りましたときに、ちょうど国稅庁の汚職事件で新聞が騒ぎ立っていた。その際にアメリカ人はどう言いかという、役人が腐っておつてわれわれの選ぶ代表者というものはしっかりしておるといふのがアメリカ人の氣持なんです。これで初めて民主主義というものは成り立つのであります。ところが、日本のように、政治家という、何かきたないことをしておる、うそをつく、こういうような状態が続いては、戦前においてついに政党政治が亡んだ通りに、せっかく敗戦の結果得たこの民主主義というものが、またおかしいことになってしまふんじゃないか。むろん、政界浄化のためには、法務大臣のおっしゃる通り、法的措置だけではできません。しかしながら、元龜・天正の戦国時代が治まって徳川時代の封建道徳というものができた一番大きな原因は、織田信長という氣遣いじみた英雄が興つて、敵罰主義をもつて臨んだということでありまして、従つて、法務省の一角から進んで新しい道義を作るといふこともできるのであります。法務省の関係者、檢察当局が、国の土台を作るといふ決心を持って断固としてやられれば、私は国民道義は法務省の一角から興るのじゃないかとさえ思ふのであります。その責任は重かつ大であります。従いまして、私

は、この際法務当局の奮起を促しまして、そうして、その一つの方法として、民主主義にはつきものであるところの、国民が裁判に参与する制度を、至急原案をお作りになり、そうして国民の世論を指導あらんことを希望いたします。私の質問を終わります。

○町村委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会